

労働者派遣事業に係る情報提供

本事業所における労働者派遣事業に係る情報は以下の通りです。

| | |
|--------|--|
| 事業所の名称 | 公益社団法人 茨城県シルバー人材センター連合会 水戸市事務所 |
| 所在地 | 〒311-4143 水戸市大塚町1863-169 (TEL: 029-303-7272) |

| | |
|--------------------|-------|
| 派遣労働者数 (令和6年6月1日付) | 177 人 |
|--------------------|-------|

| | |
|-----------------|------|
| 派遣先事業所数 (令和5年度) | 68 件 |
|-----------------|------|

| | |
|--|----------|
| 令和5年度労働者派遣料金の平均額 (派遣労働者1人1日 (8時間) 当たり) | 10,908 円 |
| 令和5年度労働者の賃金の平均額 (派遣労働者1人1日 (8時間) 当たり) | 8,587 円 |
| マージン率 | 21.3% |

* マージンに含まれる内容

派遣労働者の年次有給休暇分賃金および教育訓練実施時の賃金、教育訓練費用、労災保険料、消費税、損害賠償保険料、管理費 (事務費・人件費) 等
公益法人のため、事業維持のための一時的かつ最低限の留保分を除き、一般企業の純利益に対応する利益相当額はありませぬ。

【労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等 (いわゆる同一労働同一賃金ルール)】

- 上記労使協定は締結しておりませぬ。シルバー派遣では、派遣先で派遣労働者と同種の業務に従事している人 (仕事内容、責任の程度、転勤や昇進の範囲が同じような者 = 比較対象労働者) と「均衡」を図り、派遣労働者の待遇を決めていく「派遣先均等・均衡方式」を採用しています。

【派遣労働者のキャリアアップに関する事項】

- 教育訓練 (令和6年度計画)

| 教育訓練の種類 | 時間数 | 対象者 | 実施方法 | 実施主体 |
|--------------|--------------------------|--|--------|-----------|
| 入職時研修 (マナー等) | 1 時間 | 初めて派遣で働く労働者 | Off-JT | 派遣元 (事務所) |
| 運転業務従事者講習 | 4 時間 | 受講を希望する派遣就業労働者 * 年度により実施する講習は異なります。 | Off-JT | 派遣元 (本部) |
| 接遇再入門講習 | 4 時間 | | | |
| 高齢者のパソコン入門講習 | 4 時間 | | | |
| 食品衛生責任者養成講習 | 6.33 時間 | | | |
| 救急法基礎講習 | 4 時間 | | | |
| 労働者の費用負担 | これらの教育訓練について 費用負担はありませぬ。 | | | |
| 給与支給状況 | これらの教育訓練は 有給で行います。 | | | |

- キャリアコンサルティング

希望する派遣会員に対し、シルバーでの派遣就労とキャリア形成に関する専門職員が相談に応じます。

【福利厚生】

- 労災保険、年次有給休暇
- 指定宿泊施設会員割引制度 (公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください)
- 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的かつ短期的就業であるため)

※但し、加入要件を満たす場合は適用します。